

別紙 ばい煙発生施設の種類

	No	施設の名称	項番号	施設の規模	施設の用途	最大湿り排出ガス量
有害物質を発生する施設	1					Nm <sup>3</sup> /h
	2					Nm <sup>3</sup> /h
	3					Nm <sup>3</sup> /h
	4					Nm <sup>3</sup> /h
	5					Nm <sup>3</sup> /h
	(合計)		—	—	—	Nm <sup>3</sup> /h
有害物質を発生する施設以外の施設	1					Nm <sup>3</sup> /h
	2					Nm <sup>3</sup> /h
	3					Nm <sup>3</sup> /h
	4					Nm <sup>3</sup> /h
	5					Nm <sup>3</sup> /h
	6					Nm <sup>3</sup> /h
	7					Nm <sup>3</sup> /h
	8					Nm <sup>3</sup> /h
	9					Nm <sup>3</sup> /h
	10					Nm <sup>3</sup> /h
	(合計)		—	—	—	Nm <sup>3</sup> /h

- 注 1 「施設の名称」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる名称を記載すること。
- 2 「項番号」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の上欄に掲げる項番号を記載すること。
- 3 「施設の規模」の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の下欄に掲げる規模を記載すること。
- 4 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。
- 5 「最大湿り排出ガス量」の欄には、ばい煙発生施設の届出書に記載した最大湿り排出ガス量を記載すること。

別紙 汚水等排出施設の種類

	No	施設の名称	号番号	施設の用途	使用有害物質
有害物質を発生する施設	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
有害物質を発生する施設以外の施設	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				

- 注 1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる名称を記載すること。
- 2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号を記載すること。
- 3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。
- 4 「使用有害物質」の欄には、汚水等排出施設で製造、使用又は処理される有害物質(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1を参照のこと。)を記載すること。